附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（全国の区域を対象とする調査に関する経過措置）

2　この告示の施行後初めて行われる全国の区域を対象とする調査についての別表第一及び別表第三の規定の適用については、別表第一の下欄中「五年ごとに」とあるのは、上欄に定める作物が「キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス（サラダ菜を除く。）、アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも及びれんこん」又は「花き」の場合にあっては「令和七年産の作物に係る調査にあっては」とし、上欄に定める作物が「茶」、「みかん、その他かんきつ類、りんご、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップル」、「陸稲、かんしょ及びえん麦（緑肥用）」又は「牧草、青刈りとうもろこし、ソルゴーその他飼料作物」の場合にあっては「令和八年産の作物に係る調査にあっては」とし、別表第三の下欄中「五年ごとに」とあるのは、上欄に定める作物が「キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス（サラダ菜を除く。）、アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも及びれんこん」又は「花き」の場合にあっては「令和七年産の作物に係る調査にあっては」とし、上欄に定める作物が「陸稲及びかんしょ」、「牧草、青刈りとうもろこし及びソルゴー」、「茶」又は「みかん、りんご、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも及びキウイフルーツ」の場合にあっては「令和八年産の作物に係る調査にあっては」とする。

（令和七年産の作物に係る調査に関する経過措置）

3　令和七年産の作物に係る調査において用いる調査票の様式は、この告示による改正後の平成十四年農林水産省告示第千四号第四条の規定にかかわらず、次の様式とする。